

綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）

に関する基本方針

令和5年9月

綾瀬市教育委員会

## 目 次

はじめに

第1章 教育環境の現状と課題	1
1 児童・生徒数、学級数の推移	
(1) 市全体の児童・生徒数	
(2) 今後20年後までの学校別の児童・生徒数の変化	
(3) 今後20年後までの学校別の学級数の変化	
2 学校施設の状況	
(1) 学校数の推移と学校施設の概要	
(2) 小学校の学校施設の状況	
(3) 中学校の学校施設の状況	
第2章 適正規模・適正配置の基本的な考え方	7
1 学校規模によるメリット・デメリット	
(1) 大規模校のメリット・デメリット	
(2) 小規模校のメリット・デメリット	
2 綾瀬市の目指す教育	
3 適正規模の定義	
4 適正配置の定義	
5 適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方	
(1) 学校の存置を検討する基準	
(2) 上位計画・関連計画との整合	
(3) 学校と地域の連携	
(4) 検討実施の進め方	
6 適正規模に近づけるための対応策	
第3章 適正規模・適正配置を検討する際の留意事項	17

## はじめに

綾瀬市の児童・生徒数は、昭和 58（1983）年度の 1 万 3,927 人をピークに減少に転じ、令和 4（2022）年度には 6,967 人となり、ピーク時の約半数となっています。将来推計によると、現在から 35 年後の令和 39（2057）年度にはピーク時の約 3 分の 1 まで減少することが見込まれています。

本市は、平成 23（2011）年に策定された「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針」により、学校の適正規模・適正配置に係る基本的な考え方を定めていますが、策定から 10 年以上が経過し、また現在、ほとんどの学校施設が築 40 年以上を経過していることから、近年の児童・生徒数の動向や、学校施設の老朽化に対応し、今後における良好な学習環境の確保及び円滑な学校運営の維持を見据え、本方針の改訂を行うこととしました。

令和 4（2022）年 7 月に、学識経験者からなる『綾瀬市公立学校通学区域検討委員会』（以下「検討委員会」といいます。）を設置し、将来においての学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や方向性等について 6 回にわたり検討を行い、綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する意見書及び報告書がまとめられ、教育委員会へ提出されました。

本方針は、検討委員会から提出された意見書等を踏まえ、綾瀬市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置を進める上での基本的な考え方を定めたものです。

令和 5 年 9 月  
綾瀬市教員委員会

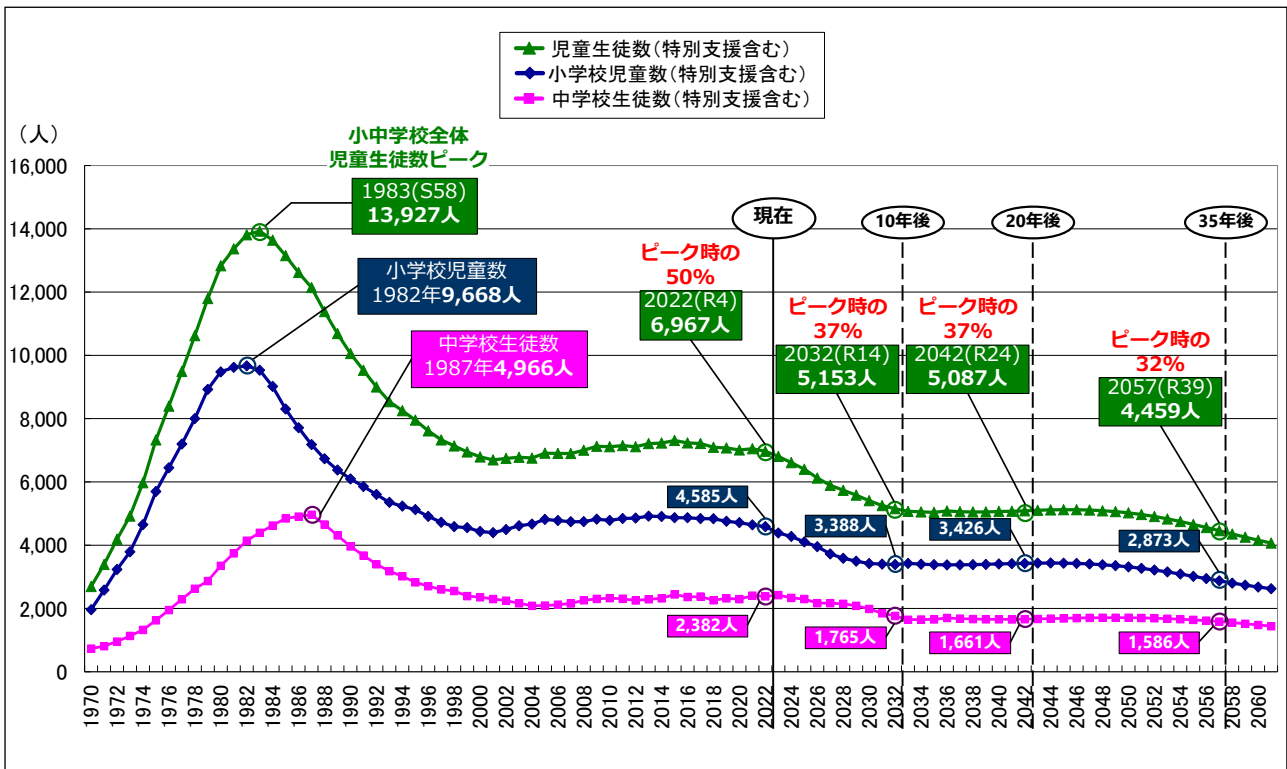
# 第1章 教育環境の現状と課題

## 1 児童・生徒数、学級数の推移

### (1) 市全体の児童・生徒数

本市の児童・生徒数は、昭和58(1983)年度の1万3,927人をピークに減少していましたが、平成16(2004)年度以降は微増傾向が続き、令和4(2022)年度はピーク時の約50%で6,967人となっています。また、現在から35年後の令和39(2057)年度は4,459人と、ピーク時の約3分の1まで減少することが見込まれています。

図表 綾瀬市における児童・生徒数の推移及び将来予測



推計方法：

令和5(2023)年以降は、令和3年4月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、コーホート要因法\*を用いた人口推計に小・中学校通学者比率による補正を行い、児童・生徒数を算出しました。

\* コーホート要因法 年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化を、その要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。国立社会保障・人口問題研究所で発表されている「将来推計人口」で使用されている。

## (2) 今後 20 年後までの学校別の児童・生徒数の変化

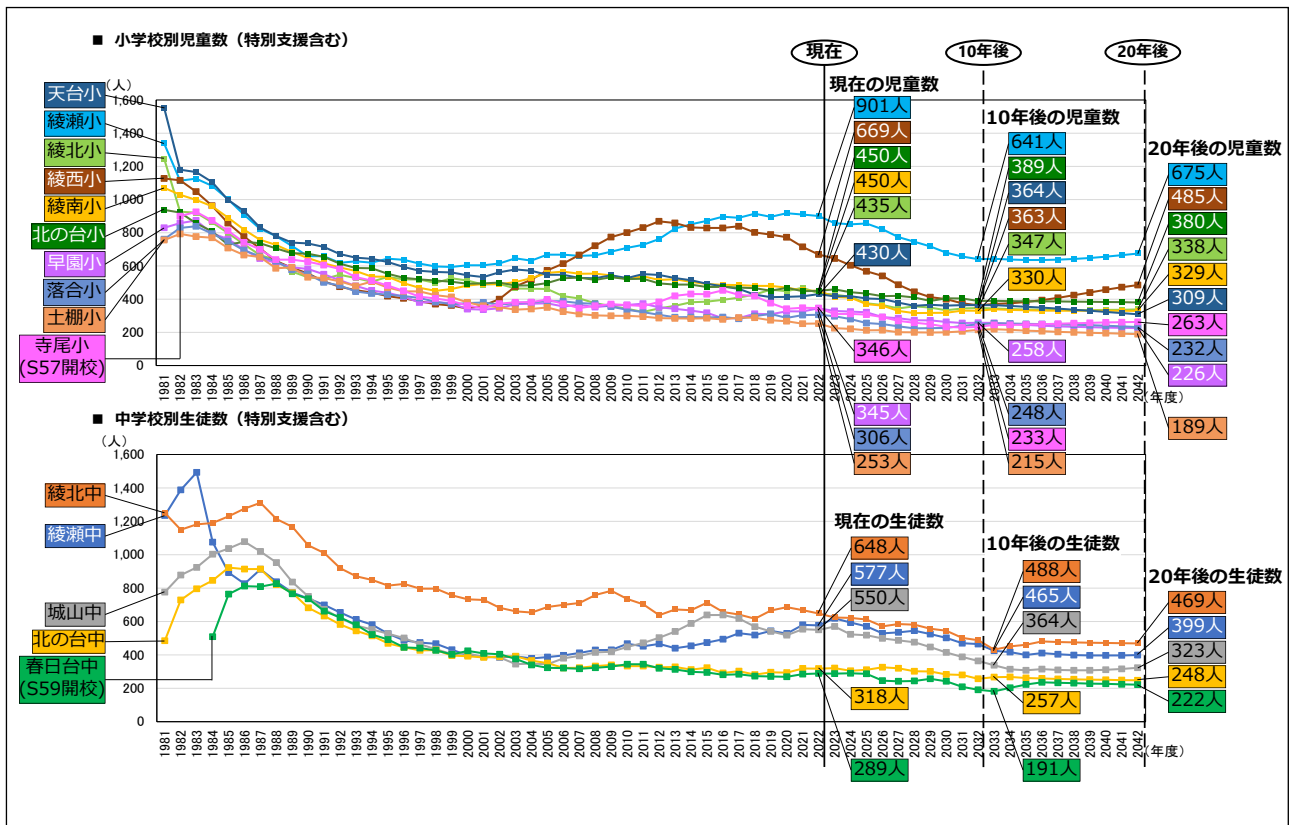
市内のほとんどの小・中学校で、今後は児童・生徒数が緩やかに減少すると予測されています。

ただし、平成 12 (2000) 年度以降、市中央地域における区画整理事業に伴って児童数が増加した綾瀬小学校や綾西小学校では、この過去の変化が推計結果に影響し、今後 10 年前後減少したあと、一時的な増加傾向に転じることが見込まれています。

令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在、小学校では、児童数が最も多い学校は綾瀬小学校で 901 人、児童数が最も少ない学校は土棚小学校で 253 人となり、児童数に約 3.6 倍の差があります。また、20 年後には、綾瀬小学校が 675 人、土棚小学校が 189 人まで減少することが予想され、依然として生徒数に約 3.6 倍の差が見込まれています。

中学校では、生徒数が最も多い学校は綾北中学校の 648 人、生徒数が最も少ない学校は春日台中学校の 289 人であり、生徒数に約 2.2 倍の差があります。また、20 年後には、綾北中学校が 469 人、春日台中学校が 222 人となること予想され、依然として生徒数に約 2.1 倍の差が見込まれています。

図表 学校別の児童・生徒数の推移



### (3) 今後 20 年後までの学校別の学級数の変化

令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在、小学校では、最大規模の学校は綾瀬小学校で 29 学級、最小規模の学校は土棚小学校で 11 学級となっています。今後、ほとんどの学校で現在よりも学級数が減少することが予想され、20 年後には土棚小学校、落合小学校、早園小学校の 3 校は 12 学級を下回ることが見込まれています。

図表 学校別の通常学級数の推移

		現在	ピークから -50%							
		児童生徒数 (人)	6,967	6,805	6,609	6,402	6,124	5,893	5,736	5,583
		学校名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学校別 通常学級数 (学級)	小学校	綾瀬小学校	29	26	26	26	26	24	23	22
		綾北小学校	16	15	15	14	14	13	13	13
		綾西小学校	21	18	17	17	17	16	15	14
		早園小学校	12	12	12	12	12	12	12	12
		綾南小学校	16	14	14	13	13	12	12	12
		天台小学校	15	14	14	14	14	13	12	12
		北の台小学校	14	15	15	15	15	15	14	13
		落合小学校	12	12	12	11	10	9	9	9
		土棚小学校	11	10	10	10	10	9	9	9
		寺尾小学校	12	12	12	12	12	10	10	10
	中学校	綾瀬中学校	16	16	16	16	15	15	15	14
		綾北中学校	18	16	16	16	15	16	16	15
		城山中学校	16	16	14	14	14	13	13	12
		北の台中学校	9	9	9	9	9	9	9	9
		春日台中学校	9	9	9	9	8	8	8	8

小学校(通常学級数別)

- : 25学級以上
- : 12~24学級
- : 7~11学級
- : 6学級以下

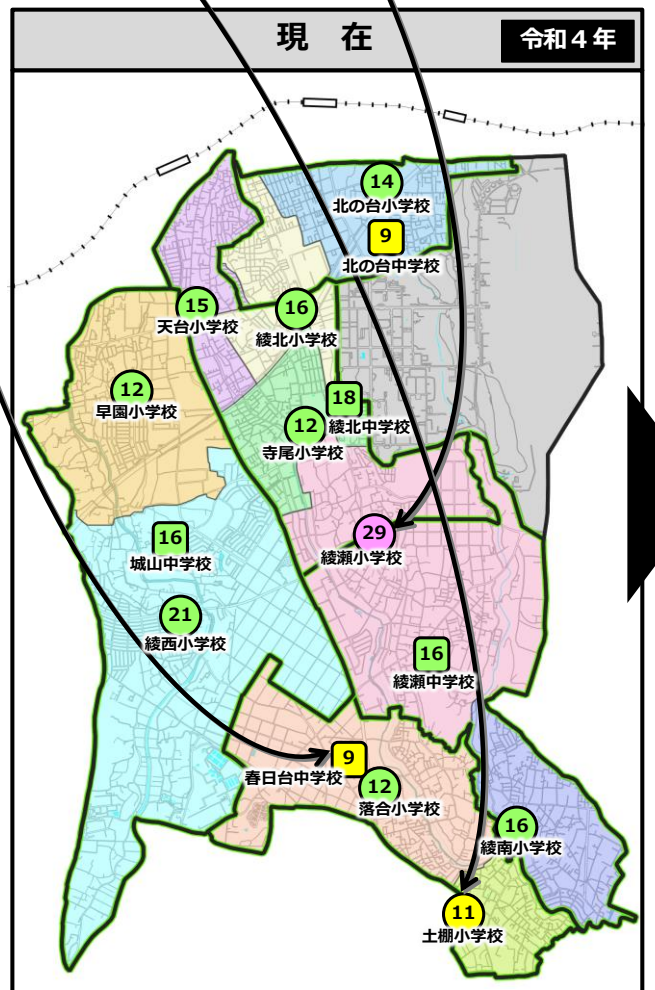
中学校(通常学級数別)

- : 12~24学級
- : 11学級以下
- : 6学級以下

中学校区

小学校区

- : 綾瀬小学校区
- : 綾北小学校区
- : 綾西小学校区
- : 早園小学校区
- : 綾南小学校区
- : 天台小学校区
- : 北の台小学校区
- : 落合小学校区
- : 土棚小学校区
- : 寺尾小学校区



※令和 4 (2022) 年は実績値 (毎年 5 月 1 日)、令和 5 (2023) 年以降は小学 1 ~ 4 年、令和 6 (2024) 年は小学 1 ~ 5 年、令和 7 (2025) 年以

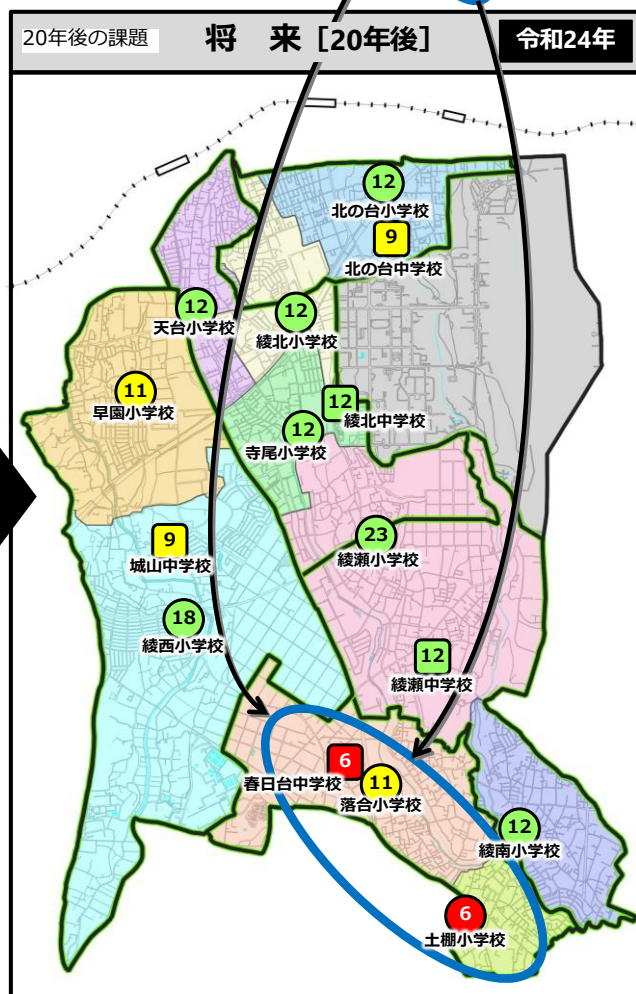
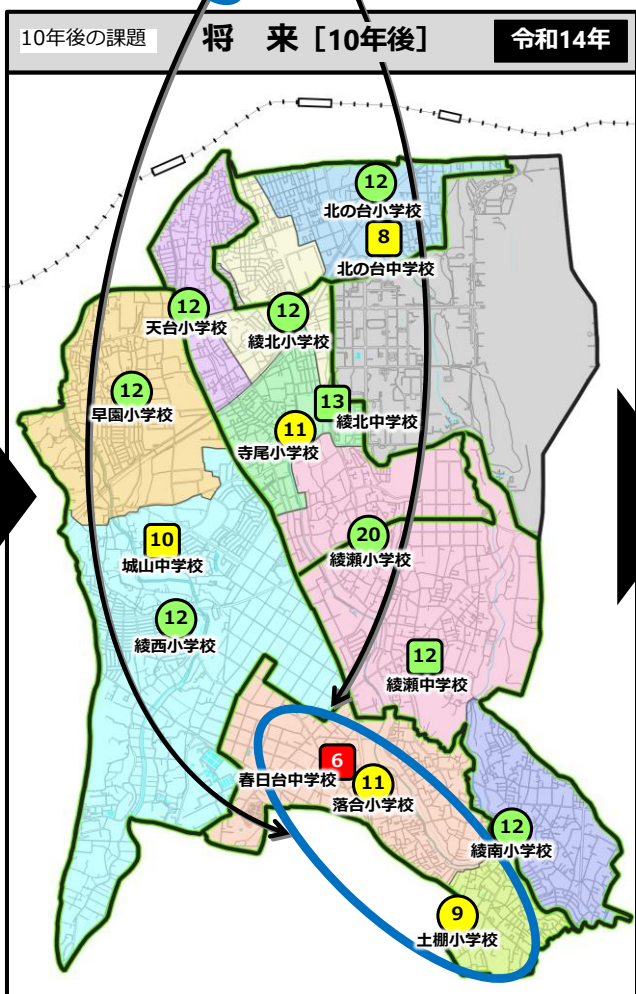


中学校では、現在、最大規模の学校は綾北中学校で 18 学級、最小規模の学校は北の台中学校と春日台中学校で9学級ですが、20 年後には、綾北中学校が 12 学級、春日台中学校が6学級まで減少することが予想されます。

本市南部に位置する土棚小学校及び春日台中学校は、現在既に 12 学級を下回っており、落合小学校も 20 年後には 12 学級を下回ることが想定されています。また、令和 13 (2033) 年に春日台中学校、令和 18 (2038) 年には土棚小学校が6学級となることを見込まれています。

(参考)児童生徒数ピーク:13,927人(1983年)

10年後													ピークから -63%	
5,407	5,254	5,153	5,070	5,053	5,038	5,081	5,059	5,052	5,052	5,066	5,073	5,087	20年後	ピークから -68%
R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24		
21	21	20	21	20	20	19	19	19	20	22	23	23		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
14	13	12	12	12	12	12	12	12	14	15	16	17		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
9	9	9	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6		
10	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
13	12	12	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12		
14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
11	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		



推計値。学級数については、文部科学省による公立小学校の40人学級から35人学級への段階的移行方針に従い、令和5(2023)年は降は小学校全学年で35人学級、中学校全学年40人学級で切り上げて算出した。

## 2 学校施設の状況

### (1) 学校数の推移と学校施設の概要

市内の学校施設は、綾瀬小学校及び綾瀬中学校を除き、昭和40年代、50年代の児童・生徒の急激な増加に対応して整備されたもので、昭和40年代には、小学校5校、中学校1校が、さらに50年代には、小学校4校、中学校3校が新設されており、それ以降は、現在の学校数である小学校10校、中学校5校となっています。

このような背景から、学校施設のほとんどが築40年以上経過しており、現在、綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画に基づき、予防保全のための修繕・改修に努めていますが、将来的に長寿命化改修又は改築を実施する必要があります。なお、旧耐震基準（昭和56年以前）の校舎について耐震補強が必要な校舎は、すでに補強工事が実施済みです。

### (2) 小学校の学校施設の状況

小学校の学校施設は、ほぼ全ての棟が40年以上経過している状況にあり、綾西小学校、早園小学校、綾南小学校の3校は、築50年以上の棟を1棟ずつ保有しています。特に、綾北小学校の老朽化は著しく、校舎4棟のうち本館・南館・東館の3棟で築50年以上が経過しています。

### (3) 中学校の学校施設の状況

中学校の学校施設は、春日台中学校を除く4校全てで築40年以上の棟を保有している状況にあります。特に、綾北中学校は老朽化が著しく、校舎5棟のうち4棟で築45年以上が経過し、そのうち1棟は築50年以上となっています。



図表 建物情報一覧

建物基本情報							
施設名称	棟名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
					西暦	和暦	
綾瀬小学校	管理教室棟	RC	4	7,038	2010	H22	12
	体育館・特別教室棟	RC一部S	3	2,009	1979	S54	43
綾北小学校	本館	RC	3	2,559	1965	S40	57
	南館	RC	3	1,134	1968	S43	54
	東館	RC	3	1,331	1970	S45	52
	新館	RC	3	593	1981	S56	41
	体育館	S	2	904	1980	S55	42
綾西小学校	管理・教室棟	RC	3	2,568	1969	S44	53
	教室棟	RC	3	1,852	1974	S49	48
	特別教室棟	RC	2	844	1981	S56	41
	増築棟	RC	4	974	2009	H21	13
	体育館	S	2	696	1975	S50	47
早園小学校	A棟	RC	3	1,330	1971	S46	51
	B棟	RC	3	1,234	1974	S49	48
	C棟	RC	3	1,148	1978	S53	44
	特別教室棟	RC	3	901	1991	H3	31
	体育館	S	2	696	1976	S51	46
綾南小学校	管理・教室棟	RC	4	4,485	1972	S47	50
	体育館	S	2	696	1976	S51	46
天台小学校	管理・教室棟	RC	3	1,632	1974	S49	48
	教室棟	RC	3	1,282	1974	S49	48
	教室・特別教室棟	RC	3	2,245	1975	S50	47
	体育館	S	2	696	1977	S52	45
北の台小学校	管理・教室棟	RC	4	2,625	1975	S50	47
	教室棟1-2	RC	3	1,449	1979	S54	43
	教室棟1-3	RC	3	880	1975	S50	47
	体育館	S	2	739	1978	S53	44
落合小学校	管理・教室棟	RC	4	3,044	1976	S51	46
	教室棟	RC	4	1,776	1978	S53	44
	体育館	S	2	903	1978	S53	44
土棚小学校	管理教室棟	RC	4	3,186	1980	S55	42
	特別教室棟	RC	4	2,154	1980	S55	42
	体育館	S	2	895	1980	S55	42
寺尾小学校	教室棟	RC	3	3,206	1981	S56	41
	管理・教室棟	RC	3	2,169	1981	S56	41
	体育館	S	2	897	1981	S56	41

建物基本情報							
施設名称	棟名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
					西暦	和暦	
綾瀬中学校	管理・校舎棟	RC	3	3,522	2005	H17	17
	教室棟	RC	3	2,715	1978	S53	44
	特別教室棟	RC	3	1,032	1990	H2	32
	体育館	RC一部S	2	1,748	1982	S57	40
	武道場	S	1	323	2008	H20	14
綾北中学校	1号棟	RC	2	2,255	1972	S47	50
	会議棟	S	2	222	1994	H6	28
	特別教室棟	RC	2	1,350	1977	S52	45
	2号棟	RC	3	2,071	1974	S49	48
	3号棟	RC	3	1,012	1976	S51	46
	体育館	S	1	1,274	1974	S49	48
	武道場	S	1	355	2012	H24	10
城山中学校	管理教室棟	RC	4	3,001	1976	S51	46
	教室棟	RC	4	2,707	1980	S55	42
	特別教室棟	RC	4	1,125	1990	H2	32
	体育館	RC一部S	2	1,259	1977	S52	45
	武道場	S	1	324	2013	H25	9
北の台中学校	管理教室棟	RC	4	4,866	1980	S55	42
	体育館・特別教室棟	RC一部S	3	2,710	1980	S55	42
	武道場	S	1	213	1985	S60	37
春日台中学校	管理特別教室棟	RC	3	2,454	1984	S59	38
	特別教室棟	RC	2	1,286	1984	S59	38
	教室棟2	RC	4	2,331	1984	S59	38
	教室棟3	RC	4	2,252	1984	S59	38
	体育館	S	2	1,612	1984	S59	38
	武道場	S	1	323	2008	H20	14

■ : 築40年以上  
■ : 築50年以上

※「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」(令和3年2月策定)を基に作成

※築年数は令和4年度現在の数値

※施設の構造については、「RC」が鉄筋コンクリート造、「S」が鉄骨造となっています。

## 第2章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

第1章で整理したように、本市の児童・生徒数は今後緩やかに減少していくことが予測され、市内の多くの学校で学級数の減少が見込まれています。減少の程度は学校によって異なり、このような状況が進行すると学校間における教育環境の不均衡や、小規模校化による教育上・学校運営上の様々な問題が生じることが懸念されます。学校教育を行う上で、学校を適正な規模で適正に配置することは、児童・生徒にとっての良好な学習環境の確保や、教員にとっての安定的な指導体制の充実に繋がるとともに、円滑な学校運営を維持するために必要不可欠です。本章では第1章で整理した現状と課題を踏まえ、適正規模・適正配置を進めるために必要な基本的な考え方を示します。

### 1 学校規模によるメリット・デメリット

国の学校教育法施行規則においては、学校規模について12学級以上18学級以下を標準とする規定があり、小・中学校の適正規模の目安として広く参照されています。本市では、現在の学校教育における大規模校と小規模校のメリット・デメリットを次のようにまとめました。

#### (1) 大規模校のメリット・デメリット

標準規模を超える学校のメリットとしては、「多様な価値観や考え方に触れる機会がある」、「学校行事に活気が生じやすい」、「児童・生徒の人間関係等を考慮してクラス配置を決めることができる」等が挙げられます。また、保護者等への意向調査<sup>\*</sup>では、「多様な価値観に触れる機会がある」と回答する傾向が見られました。

一方、デメリットとしては、「体育館等の利用の調整が容易ではない」、「多様な集団形成ができるが、個人間や集団同士のトラブルが生じやすい」等が挙げられます。また、保護者等への意向調査では、望ましいと思う学校規模が大きいほど、「一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな指導が受けられる」という選択肢を「あてはまらない」とする回答が比較的多く見られました。

図表 大規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数の中で、多様な価値観や考え方に触れる機会がある。</li> <li>・運動会や文化祭等の学校行事でクラス単位の競い合いや相互啓発ができ、活気が生じやすい。</li> <li>・グループ学習など、目的に応じた多様な学習形態をとることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ活動や発表、学校行事等において、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会が少ない。</li> <li>・児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行いにくい。</li> <li>・学年を超えた交流活動が行いにくい。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の人間関係等を考慮してクラス配置を決めることができる。</li> <li>・学級担任だけでなく、学年教員とも協力して児童・生徒に組織的な生活指導を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な集団形成ができる一方で、個人間や集団同士のトラブルが生じやすい。</li> <li>・人数が多い環境への順応に時間がかかる児童・生徒も出てくる可能性がある。</li> </ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員数が多いため、ベテラン教員による指導や助言等も手厚く、若手教員が育ちやすい。</li> <li>・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等ができる。</li> <li>・複数の教員に校務の負担が適度に分散するため、出張や研修等にも参加しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館や特別教室などを多くの学級が利用する必要があることから、時間割の調整が容易ではない。また、予備の枠も確保しづらい。</li> <li>・全校朝礼の集合や解散等に時間がかかる。</li> </ul>

\* 令和4年9月に実施した綾瀬市の全小・中学校に通う児童・生徒の保護者の方を対象にしたアンケート調査。

## (2) 小規模校のメリット・デメリット

標準規模未満の学校のメリットとしては、「一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな指導が行いやすい」、「グループ活動や発表等で一人ひとりの活躍の機会が多くなる」、「児童・生徒の人間関係が深まりやすい」、「特別教室や体育館等の利用時間の調整が行いやすい」等が挙げられます。

また、保護者等への意向調査では、小規模校を望ましいと思う理由として、「一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな指導が行いやすい」、「児童・生徒の人間関係が深まりやすい」と回答する傾向が見られました。

一方、デメリットとしては、「多様な価値観や考え方に触れる機会が限られる」、「グループ学習等の多様な学習形態をとることが難しい」、「学校行事等に制約が生じやすい」、「クラス替えができないので、人間関係が固定される」、「一人の教員に校務が集中する」等が挙げられます。

また、保護者等への意向調査では、「多様な価値観に触れる機会がある」という選択肢を「あてはまらない」とする回答が比較的多く見られました。

図表 小規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>・グループ活動や発表、学校行事等において、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会が多くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で、多様な価値観や考え方に触れる機会が限られる。</li> <li>・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習など、目的に応じた多様な学習形態をとることが難しい。</li> <li>・運動会などの学校行事で、クラス単位の競い合いや相互啓発が限られる。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスのメンバーが固定され、児童・生徒の人間関係が深まりやすい。</li> <li>・学年を超えた交流・活動が生まれやすい。</li> <li>・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな生活指導が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(単学級の場合)クラス替えが困難であることから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li> <li>・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</li> <li>・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</li> </ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>・学校が一体となって活動しやすい。</li> <li>・特別教室や体育館、運動場など施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の教員に校務が集中する。</li> <li>・教員数が少ないため、経験・教科・特性などの面でバランスの取れた配置ができない。</li> <li>・教員同士で切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がされにくい。</li> <li>・非常時や災害時の際に人手が不足する。</li> </ul>

## 2 綾瀬市の目指す教育

令和3（2021）年3月に策定した学校教育推進プランでは、教育大綱の基本理念等につながる目標として、学校教育の推進により目指す人間像を次のとおり基本目標として定めています。

～人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～  
子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれる。

基本目標の実現に向けては、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組むとともに、子どもたちがこれからの社会を生きていく上で基盤となる資質・能力の育成に必要なICTを含めた教育環境の充実に向けた取組を進めることとしています。

本市の教育の目指す児童・生徒像を実現し、児童・生徒の良好な学習環境の確保や、円滑な学校運営を維持するため、今後の学校の規模・配置の適正化に向けた定義を示します。

## 3 適正規模の定義

前述の通り、学校教育法施行規則第41条では、1校における学級数は12学級以上18学級以下を標準とする旨の規定がありますが、地域の実態や特別な事情があるときは、この限りではないとされています。また、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校としています。

綾瀬市教育委員会では、学校の在り方に関する保護者等への意向調査、児童・生徒数及び学級数の推計、各学校の通学環境、適正規模のシミュレーション、国が示している学校規模の基準等を踏まえ、本市の学校規模の実態を考慮し、学校規模を以下のとおり定義しました。

小学校においては1学年2から4学級、1校当たり12から24学級とし、中学校においては1学年3から6学級、1校当たり9から18学級を適正とします。

図表 適正規模の定義

	小規模	適正規模	大規模
小学校	11学級以下	12～24学級 (各学年2～4学級)	25学級以上
中学校	8学級以下	9～18学級 (各学年3～6学級)	19学級以上

(※ 学校規模の判断材料とするため、学級数には、特別支援級を含めない。)

ただし、適正規模を検討する際には「学級数」のみに着目するのではなく、「児童・生徒数」も含めて総合的な判断をする必要があります。例えば、ある小学校が将来的に適正規模の下限値である12学級を維持できると予測されても、各学年の予測人数に数人の誤差が生じることで小規模校化することや、逆に数人の誤差によって1学級当たりの人数を超過して学級数が増加するようなケースも考えられます。将来変化は、学級数よりも先に児童・生徒数に現れるため、児童・生徒数の動向にも注視します。



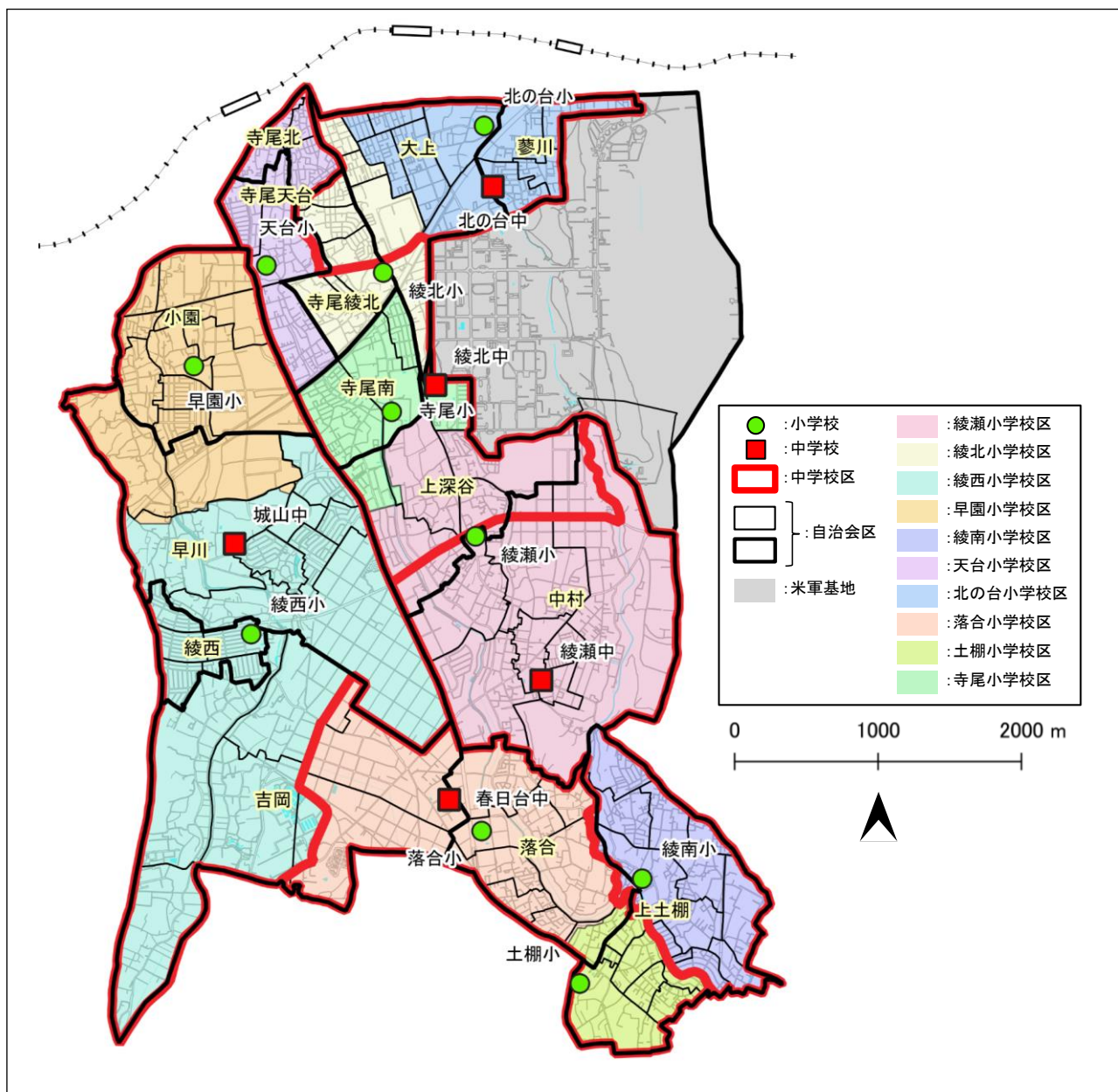
## 4 適正配置の定義

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、学校の配置に関して、児童・生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、通学距離に関して、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準が設けられており、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

本市の小・中学校の通学距離は、小学校区では最長で約3.1km、中学校区では最長で約4.3kmとなっており、現状では全ての小・中学校の通学区域において通学距離が前述の範囲内に収まっています。

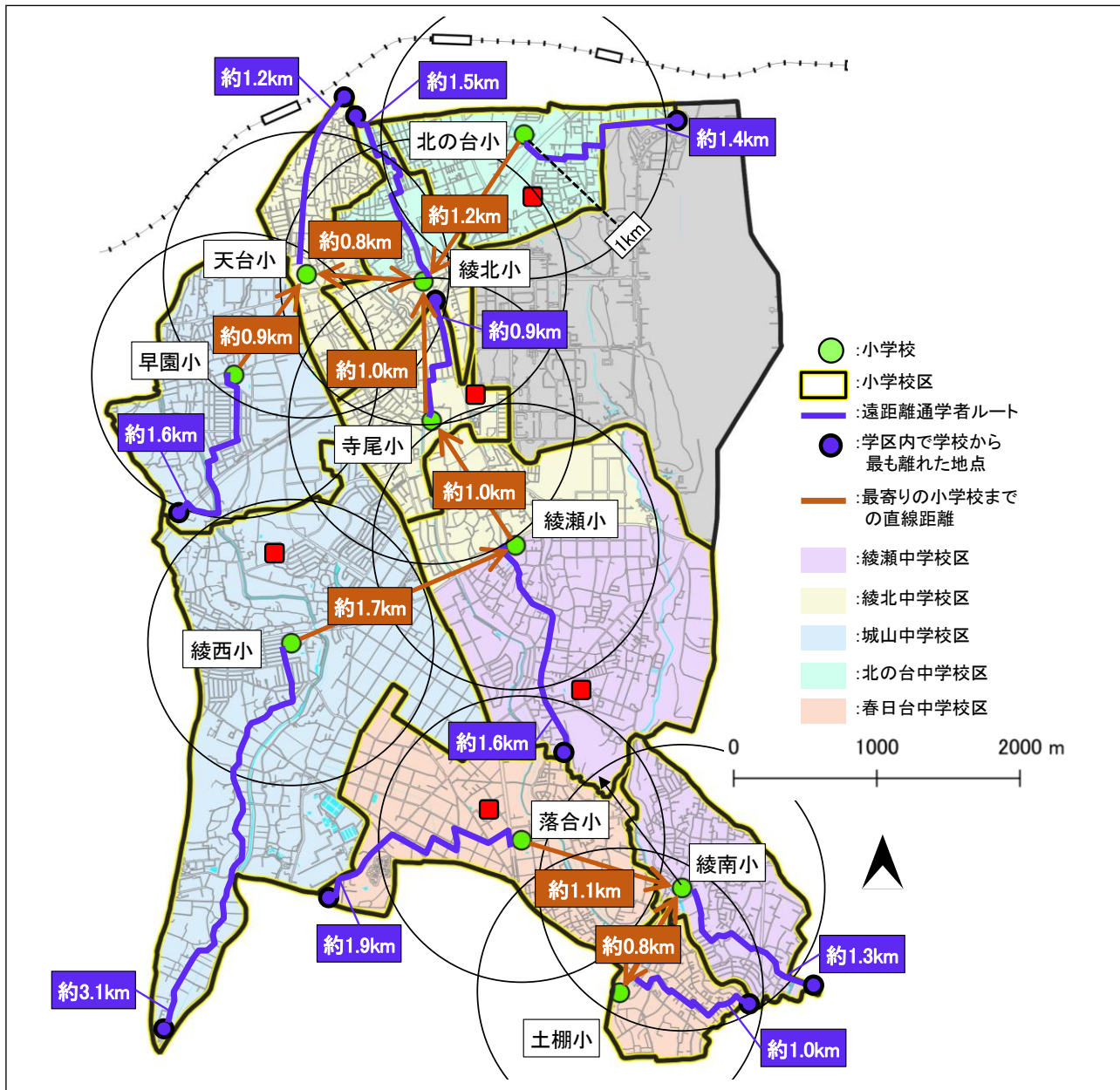
現状の通学区域は、小・中学校の新設に伴い原則として自治会の地区を分断しないよう設定されてきた経緯から、必ずしも小・中学校が通学区域の中心に位置していません。

図表 小中学校の通学区域と自治会区



このような本市特有の学校配置の背景や、それに伴う課題、学校の在り方に関する保護者等への意向調査、各学校の通学環境、前述の国の基準等を踏まえ、市では適正配置のための基準として、現在の学校区や自治会区を基本としながら、一部の地域の通学区域の見直しや近隣校との統合を進めていくものとします。

図表 小学校の通学区域の現状と通学距離

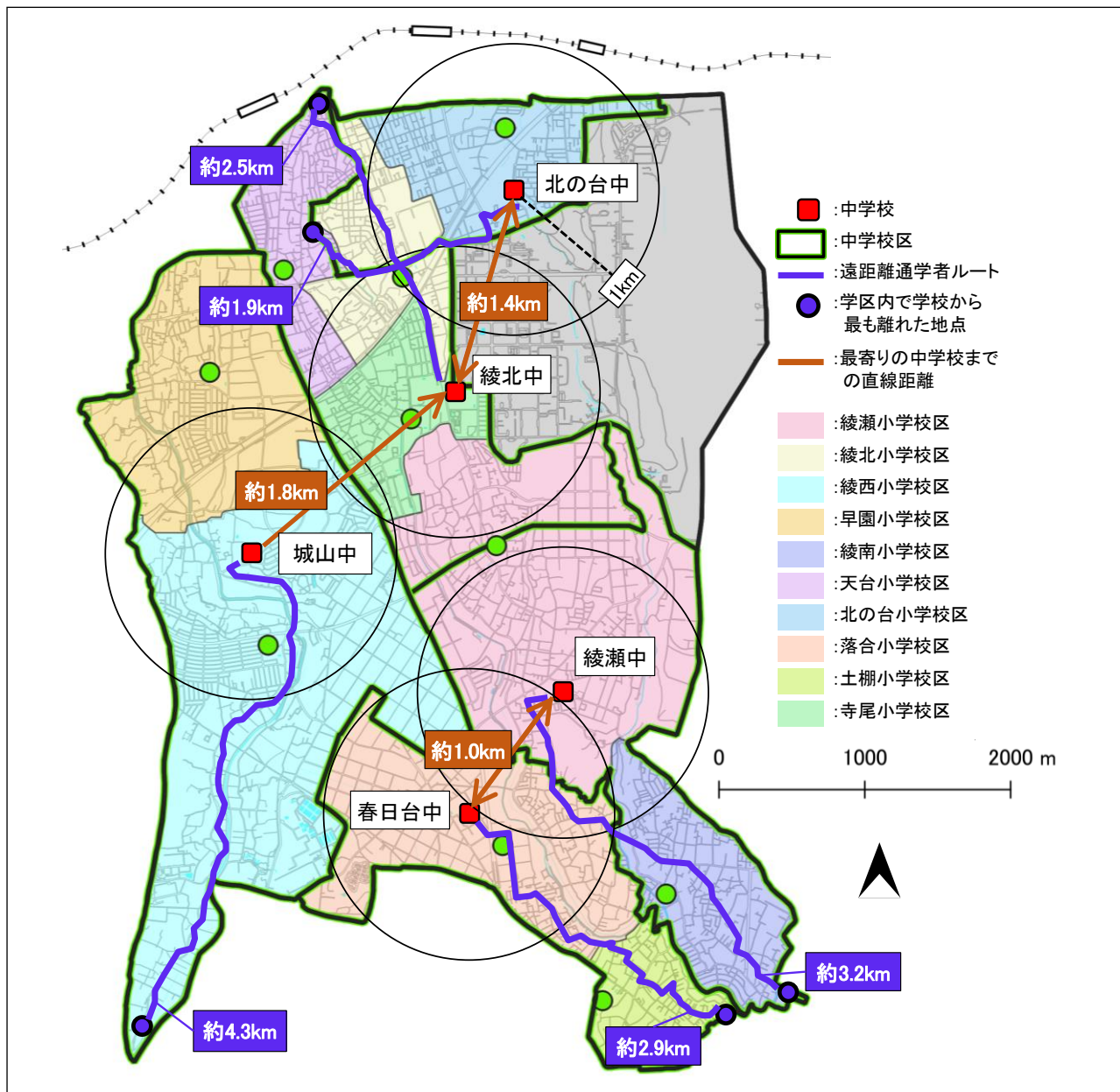




通学距離については、現在の市内の最長の通学距離（小学校約 3.1 km、中学校約 4.3km）を踏まえ、小学校は4 km以内、中学校は6 km以内を基準とします。

なお、基準は一律に適用するものではなく、学区外通学等の特別な事情がある場合には、柔軟に対応していくこととします。

図表 中学校の通学区域の現状と通学距離





## 5 適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方

本市の学校教育の基本目標である「人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」を実現するためには、本市の未来を担う子どもたちが、他者との関係を深めながら人生を切り拓く力を育むことが必要であり、そのための教育環境を提供することが求められます。

本市では、望ましい教育環境の実現に向けて適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方を整理しました。子どもたちにとって必要なこと、大切にすべきことは、適正な規模の学校環境で様々な考え方や価値観に触れ、学びを育んでいくことです。そのため、今後、小規模校化が予測される学校では、基本方針に基づき、適正規模・適正配置の検討を進めるものとします。

### (1) 学校の存置を検討する基準

小規模校化が進行すると予測される学校については、速やかに適正化に向けた検討に入る必要があります。検討に着手する時期が遅れると、着手した段階で限られた選択肢しか残されていない状態に陥ってしまう可能性があり、様々な選択肢があるうちに検討に着手することが重要です。

以上のことを踏まえ、小規模校対策に着手する時期を、次のとおりとします。

#### 【小規模校対策の検討に着手する時期】

校 種	時 期
小学校	<u>将来推計</u> で新1年生が1学級となり、その後続く5年度において、3つの年度以上で1学級となることが推測され、さらに、その後においてもその状況が続くことが見込まれるとき。
中学校	<u>将来推計</u> で新1年生が2学級となり、その後続く2年度において、1つの年度以上で2学級となることが推測され、さらに、その後においてもその状況が続くことが見込まれるとき。

また、校舎改築に当たっては、上記表の基準に合致しない場合であっても、隣接校の状況等を勘案し、適正規模・適正配置の考え方に沿って統合の検討を進めるものとします。

### (2) 上位計画・関連計画との整合

本市では、令和3(2021)年2月に「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画(以下、長寿命化計画という。)」を策定し、学校施設の整備を進めています。長寿命化計画では、令和元(2019)年度に実施した老朽化調査に基づく校舎等の築年数や老朽化の状況、児童・生徒数及び学級数の推計等を基に施設整備の優先順位を設定し、令和3(2021)年度から令和37(2055)年度までの35年間で、4期に分けた整備検討に着手することとしています。

また、長寿命化計画では、基本方針の適正規模・適正配置の考え方に基づいて学校施設再整備の基本的な方針を定めているため、基本方針と長寿命化計画の連携を行いながら、適宜見直していく必要があります。

学校の改築事業は、単に施設の更新を意味するだけではなく、同時に、学校施設の規模の適正

化や、より良い教育環境を目指すことで、児童・生徒や保護者にとっての学校の魅力を高めることができることから、改築の対象となる学校の近隣校が学校規模に課題を抱えている場合には、適正規模に近づけるための対応策を検討する機会となります。そのため、改築事業の実施に当たっては、近隣の学校も含めた適正な規模での学校づくりを行うことが重要となり、老朽化対策による優先度に加え、近隣校の状況を考慮した検討が求められます。

また、長寿命化計画の上位計画である「綾瀬市公共施設マネジメント基本方針」（平成 28 年 3 月策定）及び「綾瀬市公共施設再編計画」（令和 3 年 2 月策定）においては、より良い教育環境の確保を前提に学校施設の適正規模・適正配置や、効率的な施設の維持管理を行う方向性が示されていることから、関連する取組にも注視しながら検討を進めます。

### （３）学校と地域の連携

市内小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会などの様々な地域コミュニティや団体等に支えられながら運営をしています。本市では、令和 4 年度より、市内小・中学校 15 校全校に学校運営協議会を設置し、各学校がコミュニティ・スクールを実施しており、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進しています。適正規模・適正配置とあわせた校舎等の改築・改修に際しては、地域住民の活動の場となるスペースの確保等にも留意しながら進めることとします。

### （４）検討実施の進め方

小規模校対策の検討に着手する時期を迎えた場合、または校舎改築を検討する場合は、速やかに教育委員会内で検討組織を立ち上げ、関係部署や市長部局との連携を図りながら協議を開始します。

その後、学校運営協議会などの学校関係者や地域の代表等との連携による適正規模・適正配置を考える準備委員会を各該当校等に設置して意見交換を行いながら、具体的な方向性を決定します。

適正規模・適正配置等に関する具体的な方向性が決定された後は、より円滑に通学区域の見直しや学校の存置に関する協議が進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々、在校生へ十分な配慮を行い、地域の実情に見合った学校の在り方についての検討などを行っていきます。

## 6 適正規模に近づけるための対応策

小・中学校の適正規模への対策は、大規模校と小規模校、それぞれのメリットやデメリットを検証しながら進める必要があります。また、以下のいずれの対策を実施する場合においても、児童・生徒の通学の安全性や通学距離等への配慮はもとより、学校が地域社会の長い歴史のなかで培った経緯等を十分考慮する必要があります。なお、現在の学校区や自治会区を基本としながら、一部地域の通学区域見直しや近隣校との統合の検討を進めていくものとします。

小規模校：一部地域の通学区域の見直しや近隣校との統合

大規模校：一部地域の通学区域の見直し

### ① 通学区域の見直し

小規模校、大規模校の適正規模化を図るためには、まず通学区域の一部編入による通学区域の見直しを検討します。

この対応策のメリットとしては、通学距離の短縮による負担軽減が期待できることや、学区が隣接する学校間の規模のバランスを保つことができること、もともと学区で分断されていた自治会区を統合できる可能性などが挙げられます。

デメリットとしては、検討対象となる学校が従来通り存続するため、検討対象となる学校の児童・生徒数の減少がさらに続く場合、根本的な解決策にならない点が挙げられます。

なお、検討する際には、通学区域が地域社会と密接な繋がりを持つ点に十分配慮することが求められます。

### ② 学校の統合

通学区域の見直しに慎重な対応が必要な場合や、通学区域の見直しでは小規模校の適正化が図ることができない場合には、隣接校との統合を検討します。

この対応策のメリットとしては、複数の学校を1校に統合し学校規模が確保されることで学校の運営・管理が柔軟に対応しやすくなることや、設備更新費用の縮減等により地域の人たちと協働・連携できる共創空間などの設備に充当する予算が新たに生まれる点が挙げられます。

デメリットとしては、学校・地域・家庭間の調整や校舎の増築等によって時間がかかる点、通学区域を統合することで児童・生徒の居住する位置によっては通学の負担が増える点が挙げられます。

### ③ 学校の分離新設

通学区域の見直しで大規模校の適正化が図れない場合は、学校を分離し、新たな学校建設を検討します。

この対応策のメリットとしては、大規模校を解消することで他の学校との規模のバランスがとれ、施設利用の制約が解消される点などが挙げられます。デメリットとしては、児童・生徒にとって環境の変化が大きい点、校舎建設や用地取得で財政的な負担が大きい点が挙げられます。

#### ④ 小規模校の維持

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせるなど、小規模校のメリットをできる限り確保しながら維持することも考えられます。例として、人数が少ないことを活かした他学年との交流機会の増加や、空き教室を活用した多様な学習活動の実施、教室空間と隣接する多目的スペースを設置するような施設の活用などが考えられます。

しかし、デメリットとしては、基本方針の基本的な考え方である適正な規模による学習環境が確保できず、集団の中で多様な価値観や考え方に触れる機会が限られる点、一人の教員に校務が集中して子どもたちと向き合う時間が減少する点、経験・教科・特性などの面でバランスの取れた教員配置ができず、学校運営が困難になる点などが挙げられます。

なお、保護者等への意向調査においても、望ましい1学年当たりの学級数を「小学校では2～4学級」「中学校では3～6学級」と回答した割合が9割を超えており、一定規模の学級数は必要との認識があります。

## 第3章 適正規模・適正配置を検討する際の留意事項

適正規模・適正配置により、教育面、施設管理面、地域連携面等での幅広い効果をより高めることができるよう、以下の点に配慮して取組を進める必要があります。

### ① 安全で安心な通学路の確保

通学区域の見直しに伴う通学距離の延長、通学路の変更等による交通事故や犯罪等の危険を抑制するために、地域と連携し、通学区域における安全確保などに努めること。

### ② 多様な教育的ニーズへの支援

年々増加している教育上配慮を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちへの適切な指導や支援が重要であることから、教育委員会内での連携を図りながら対応すること。

### ③ 地域と学校の関係の維持・向上

地域と学校の関係には、大切な歴史や想い、個々の考えなどがあり、通学区域の見直しや統合によって変化する懸念もありますが、子どもたちの学びを最優先に考え、引き続き地域と学校がパートナーとして子どもたちの成長を支える活動が実施できるよう、地域と協働・連携した学校運営の展開に努めること。

### ④ 基本方針の継続的な見直し

児童・生徒数、学級数の詳細な将来推計を5年ごとに更新し、児童・生徒数、学級数の動向や教育環境の変化及び、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針の基本的な考え方等の見直しを検討するなど、必要に応じて改訂等を行いながら推進すること。